

市のコミュニティ施設について

1. 設置目的

(1) 中山台コミュニティセンター

中山台コミュニティセンターは、地域社会における市民の相互交流及び相互扶助並びに主体的な学習、文化活動等を通して自治意識と連帯感を醸成し、快適で住みよい地域社会を形成するため、地域の中核的施設として設置したものです。

根拠条例：宝塚市立中山台コミュニティセンター条例・施行規則

(2) 未成集会所

未成集会所は、地域社会における福祉の向上を図るため、市民の集い、相互扶助及び学習活動等の用に供することを目的として設置した集会施設です。

根拠条例：宝塚市立未成集会所条例・施行規則

(3) 地域利用施設

地域利用施設は、地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資することを目的として設置した施設です。

根拠条例：宝塚市立地域利用施設条例・施行規則

(4) 共同利用施設

共同利用施設は、大阪国際空港周辺における航空機騒音により、日常生活が著しく阻害されている地域で、地域の住民の学習、集会、休養又は保育のための利用に供することを目的として設置した施設です。

根拠条例：宝塚市立共同利用施設条例・施行規則

(参考) 共同利用施設における指定管理者制度の導入について